

30経営第3129号

30農振第4001号

平成31年3月29日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）等を踏まえ、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、これに御留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いします。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地等の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続</p> <p>(1) 許可申請書は、様式例第1号の1によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。</p> <p>なお、<u>農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第43条及び第44条の運用について」</u>（平成30年11月20日付け<u>30経営第1796号農林水産省経営局長通知</u>）に留意すること。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 農業委員会の処理</p> <p>農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。</p> <p>(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、<u>法第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」</u>（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続</p> <p>(1) 許可申請書は、様式例第1号の1によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。</p> <p>なお、<u>法第43条第1項に規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第43条及び第44条の運用について」</u>の制定について（平成30年11月20日付け<u>経営第1796号農林水産省経営局長通知</u>）に留意すること。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 農業委員会の処理</p> <p>農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。</p> <p>(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、<u>農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」</u>（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等</p>

委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農地所有適格法人以外の法人等（法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。）にあつては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があつた場合は当該意見も参考の上判定する。なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があつた時点において、市町村の担当部局に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

(2)・(3) (略)

3～6 (略)

第2 (略)

第3 農地等の権利取得の届出の関係

1・2 (略)

3 事務処理上の留意事項

第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

複数の相続人が存在する場合は、相続が開始して共有物として農地等の権利を取得したとき及び遺産の分割により農地等の権利を取得したときが届出の対象となり、それぞれ権利を取得した後遅滞なく届出をしなければならないことに留意すること。なお、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出をする時点で遺産の分割により権利を取得している場合は、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出は省略することができる。

また、届出は連名ですることにも可能であることに留意すること。

第4 農地等の転用の関係

1 許可手続

(1) 法第4条の許可申請手続

ア (略)

が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農地所有適格法人以外の法人等（法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。）にあつては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があつた場合は当該意見も参考の上判定する。なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があつた時点において、市町村の担当部局に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

(2)・(3) (略)

3～6 (略)

第2 (略)

第3 農地等の権利取得の届出の関係

1・2 (略)

3 事務処理上の留意事項

第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

第4 農地又は採草放牧地の転用の関係

1 許可手続

(1) 法第4条の許可申請手続

ア (略)

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとするのが考えられる。）

a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

(キ)～(ク) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。

また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) (略)

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であって、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地等

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）

(キ)～(ク) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。

また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) (略)

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であって、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地に

に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないように、許可権者間の連絡に留意する。

イ～エ (略)

オ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従つて農地等を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地等の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

カ 市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地等を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地等が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2～4 (略)

5 届出関係

(1) (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続

ア 市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地等についての真正な権利者であるかどうか土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ・ウ (略)

に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないように、許可権者間の連絡に留意する。

イ～エ (略)

オ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従つて農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

カ 市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2～4 (略)

5 届出関係

(1) (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続

ア 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地についての真正な権利者であるかどうか土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ・ウ (略)

(4)～(6) (略)

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア (略)

イ 都道府県知事等の処理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第19号に該当する場合は1の(5)のウの(ア)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(イ)の教示文を記載する。

(オ) (略)

ウ (略)

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ウ) 令第20条において準用する令第18条第3号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」

(4)～(6) (略)

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア (略)

イ 都道府県知事等の処理

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第17号に該当する場合は1の(5)のウの(ア)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(イ)の教示文を記載する。

(オ) (略)

ウ (略)

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 令第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地又は採草放牧地の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地又は採草放牧地を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ウ) 令第20条において準用する令第18条第3号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地又は採草放牧地の違反転用者等と思料される者（以下「登

という。)が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(エ)・(オ) (略)

(カ) 令第20条において準用する令第18条第5号により(ア)から(オ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者(オの場合にあっては、法人又は法人の役員)に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ～エ (略)

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア～ウ (略)

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者(以下「承継者」という。)があるときは、次により処理することが望ましい。

(ア) 事業計画の変更の承認

許可権者は、転用事業者に(承継者がある場合にあっては、転用事業者及び承継者の連署をもって)事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

a 許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者(転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。)によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

b～f (略)

(イ)・(ウ) (略)

オ (略)

カ 許可を要しない転用事業の変更又は中断

記名義人等」という。)が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(エ)・(オ) (略)

(カ) 令第20条において準用する令第18条第5号により(ア)から(オ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者(オの場合にあっては、法人又は法人の役員)に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地又は採草放牧地の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ～エ (略)

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア～ウ (略)

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者(以下「承継者」という。)があるときは、次により処理することが望ましい。

(ア) 事業計画の変更の承認

許可権者は、転用事業者に(承継者がある場合にあっては、転用事業者及び承継者の連署をもって)事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

a 許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者(転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。)によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

b～f (略)

(イ)・(ウ) (略)

オ (略)

(新設)

特定地方公共団体（地方公共団体のうち、都道府県及び指定市町村を除いたものをいう。）は、農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適切かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として、則第29条第6号又は第53条第5号に規定する施設の敷地に供するため農地等を転用するときは、許可を要しないこととされている。このため、特定地方公共団体が許可を要しない転用事業を行う場合であっても、あらかじめ許可権者に、事前の相談を行うことが望ましい。

また、特定地方公共団体が、許可を要しない転用事業に係る土地について、当初の転用目的を変更し、若しくは転用事業を行おうとする第三者に所有権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、若しくは移転する場合（以下「転用目的の変更等を行う場合」という。）又は転用事業を中止する場合には、次により処理することが望ましい。

(7) 転用目的の変更等を行う場合

a 特定地方公共団体は、転用目的の変更等を行う場合には、転用事業者の氏名（法人にあつては、名称）のほか、エの(イ)のbの(b)から(i)までに掲げる事項を記載した書面に、位置及び付近の状況を表示する図面、転用目的の変更前及び変更後の建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面等を添付して、許可権者に報告すること。

b 許可権者は、aの報告を受けた場合であつて、当該報告の内容が次の全てに該当し、かつ、変更後の転用事業が法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する場合に該当するときは、1の(1)又は(2)により許可申請を行わせること（申請に必要な書類であつてaの報告時に添付したものに変更がない場合には、当該書類をもって代えることができる。）。なお、変更後に許可できない場合には、(イ)のbにより処理すること。

(a) 当該土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

(b) 当初の転用目的の達成が困難になったことが当該特定地方公共団体の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。

(c) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

(d) 変更後の転用事業がその転用目的に従って実施されることが

確実であると認められること。

(e) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

(f) (a)から(e)までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 転用事業を中止する場合

a 特定地方公共団体は、転用事業を中止する場合には、許可権者にその旨を書面により報告すること。

b 許可権者は、aの報告を受けた場合には、将来の当該土地の利用見込み等を当該特定地方公共団体と協議し、必要な措置を講ずること。

7 (略)

第5・第6 (略)

第7 農地等の買収関係

1 農業委員会の事務手続

農業委員会は、農地所有適格法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

(1) (略)

(2) 法第7条第3項の通知

ア 農業委員会は、(1)の公示をしたときは、法第7条第3項の規定により、遅滞なく、農地等の所有者に様式例第7号の4により通知をしなければならない。

イ 農業委員会は、アの通知書を農地等の所有者に直接手渡した場合には受領印を受けておき、農地等の所有者に直接手渡すことができない場合には簡易書留又は配達証明により郵送し、その配達記録等を保存しておく。

ウ 法第7条第3項の「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその者を確認することができないとき」とは、次の調査を実施したにもかかわらず、農地等

7 (略)

第5・第6 (略)

第7 農地等の買収関係

1 農業委員会の事務手続

農業委員会は、農地所有適格法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

(1) (略)

(2) 法第7条第3項の通知

ア 農業委員会は、(1)の公示をしたときは、法第7条第3項の規定により、遅滞なく、農地等の所有者に様式例第7号の4により通知をしなければならない。

イ 農業委員会は、アの通知書を農地等の所有者に直接手渡した場合には受領印を受けておき、農地等の所有者に直接手渡すことができない場合には簡易書留又は配達証明により郵送し、その配達記録等を保存しておく。

ウ 法第7条第3項の「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確認することができないとき」とは、次の調査を実施したにもかかわらず、

の所有者が不明であるときのことをいう。

(ア) 令第18条第1号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地等の登記事項証明書を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所地等を確認すること。

(イ) 令第18条第2号において、「不確知所有者関連情報を保有すると思料される者」とは「当該農地等を現に占有する者」、「農地法第52条の2の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者関連情報を保有すると思料される者」及び「当該農地等の所有者であって知れているもの」をいう。令第18条第2号によりこれらの者に対し、他の当該農地等の所有者の氏名及び住所地等について聞き取りを行うこと。

また、(ウ)により所有権の登記名義人又は表題部所有者の生死が確認できない場合には、知れている当該農地等の所有者の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる所有権の登記名義人又は表題部所有者の戸籍謄本等の確認を行うこと。

(エ) 令第18条第3号では、(ア)により確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

このほか、(イ)で確認された「当該農地等の所有者と思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。

(オ) 所有権の登記名義人又は表題部所有者の死亡が確認された場合には、令第18条第4号により、所有権の登記名義人又は表題部所有者の戸籍謄本等を請求する。所有権の登記名義人又は表題部所有者の戸籍謄本等には所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認すること。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確

らず、農地の所有者が不明であるときのことをいう。

(ア) 令第18条第1号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という。）の氏名及び住所地等を確認すること。

(イ) 令第18条第2号において、「不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」とは「当該農地を現に占有する者」、「農地法第52条の2の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」及び「当該農地の所有者等であって知れているもの」をいう。令第18条第2号によりこれらの者に対し、他の当該農地の所有者等の氏名及び住所地等について聞き取りを行うこと。

また、(ウ)により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知れている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行うこと。

(エ) 令第18条第3号では、(ア)により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

このほか、(イ)で確認された「当該農地の所有者等と思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。

(オ) 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第18条第4号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求する。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認すること。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確

認を行うこと。

この際、当該相続人が死亡後5年以上経過している場合には、その者については不明であることとして、これ以上の探索は不要である。

(オ) 所有権の登記名義人又は表題部所有者が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認すること。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者 関連情報の提供を求めること。

(カ) 令第18条第5号では(ア)から(オ)の措置により住所が判明した当該農地等の所有者と思料される者（(オ)の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、当該農地等の所有者を特定するために書面（様式例第7号の4の2）を送付すること。

なお、当該書面は簡易書留又は配達証明により郵送し、その配達記録を保存すること。

また、住所地が当該農地等と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えないが、訪問の記録を残すこと。

(キ) (カ)による書面の送付後、2週間経過しても当該農地等の所有者と思料される者から返信がない場合には、当該農地等の所有者と思料される者を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要である。

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

第8～第11 (略)

第12 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1)・(2) (略)

この際、当該相続人が死亡後5年以上経過している場合には、その者については不明であることとして、これ以上の探索は不要である。

(オ) 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認すること。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者 等関連情報の提供を求めること。

(カ) 令第18条第5号では(ア)から(オ)の措置により住所が判明した当該農地の所有者等と思料される者（(オ)の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、当該農地の所有者等を特定するために書面（様式例第7号の4の2）を送付すること。

なお、当該書面は簡易書留又は配達証明により郵送し、その配達記録を保存すること。

また、住所地が当該農地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えないが、訪問の記録を残すこと。

(キ) (カ)による書面の送付後、2週間経過しても不確知所有者等から返信がない場合には、当該不確知所有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要である。

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

第8～第11 (略)

第12 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1)・(2) (略)

(3) 仲介手続

ア～ウ (略)

エ 令第23条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。

オ 仲介委員は、令第23条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ～ケ (略)

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第25条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打切る必要がある。

サ 仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し様式例第12号の8によりその旨を通知する必要がある。

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第25条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告する必要がある。

ス・セ (略)

(4)～(6) (略)

2 都道府県知事による仲介

(1)～(4) (略)

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第25条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。

(6) 令第28条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7)・(8) (略)

第13 利用意向調査等に関する措置関係

1～12 (略)

(3) 仲介手続

ア～ウ (略)

エ 令第21条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。

オ 仲介委員は、令第21条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ～ケ (略)

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第23条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打切る必要がある。

サ 仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し様式例第12号の8によりその旨を通知する必要がある。

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第23条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告する必要がある。

ス・セ (略)

(4)～(6) (略)

2 都道府県知事による仲介

(1)～(4) (略)

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第23条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。

(6) 令第26条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7)・(8) (略)

第13 利用意向調査等に関する措置関係

1～12 (略)

- 13 所有者等を確知することができない場合における農地の利用
- (1) 法第41条第1項の規定による通知は様式第13号の16による。
 - (2) 則第85条に規定する申請書は様式例第13号の17による。
 - (3) 則第86条第1項に規定する通知は様式例第13号の18、同条第2項に規定する公告は様式例第13号の19による。なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。
 - (4) 都道府県知事は、法第41条第1項に規定する利用権の始期までに、当該農地を利用する権利の裁定において定められた補償金（以下「補償金」という。）の供託がされたか、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。
 - (5) 補償金の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。
 - ア 補償金の供託
 - (ア) 補償金の供託に係る供託書の「供託の原因たる事実」欄は、「農地法第41条第2項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間及び農地の所有者等の情報を転記する。
 - (イ) 補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。
 - (ウ) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き取戻しをすることができない。
 - イ 補償金の還付

法第41条第1項に規定する利用権の裁定の公告に記載された所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。その際、供託規則第24条第1項第1号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」は、所有者等が当該農地の所有権等を有することを証する登記事項証明書による。ただし、所有者等の権原が登記していない賃借権による場合は、法第3条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面等による。

なお、還付する額は、権利の存続期間中であっても還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。
- 14 市町村長による支障の除去等の措置命令

- 13 所有者等を確知することができない場合における農地の利用
- (1) 法第43条第1項の規定による通知は様式第13号の16による。
 - (2) 則第85条に規定する申請書は様式例第13号の17による。
 - (3) 則第86条第1項に規定する通知は様式例第13号の18、同条第2項に規定する公告は様式例第13号の19による。なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。
 - (4) 都道府県知事は、法第43条第1項に規定する利用権の始期までに、当該農地を利用する権利の裁定において定められた補償金（以下「補償金」という。）の供託がされたか、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。
 - (5) 補償金の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。
 - ア 補償金の供託
 - (ア) 補償金の供託に係る供託書の「供託の原因たる事実」欄は、「農地法第43条第2項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間及び農地の所有者等の情報を転記する。
 - (イ) 補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。
 - (ウ) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き取戻しをすることができない。
 - イ 補償金の還付

法第43条第1項に規定する利用権の裁定の公告に記載された所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。その際、供託規則第24条第1項第1号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」は、所有者等が当該農地の所有権等を有することを証する登記事項証明書による。ただし、所有者等の権原が登記していない賃借権による場合は、法第3条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面等による。

なお、還付する額は、権利の存続期間中であっても還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。
- 14 市町村長による支障の除去等の措置命令

法第42条第2項に規定する命令書は、様式例第13号の20による。

第14 取得した農地等の管理関係

法第45条の土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。）及び国有農地等・開拓財産管理規程（昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。）の定めるところによるほか、次により行う。

1 （略）

2 法定帳簿等

地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿を次により作成保存する。

(1) 帳簿の名称区分等

ア （略）

イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付け) (<u>令第30条</u> 農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第93条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿	地方農政局長	規定第7条	様式例第14号の5

(2)～(3) (略)

3 貸付け

地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け（以下「農耕貸付け」という。）

(ア) 法第7条、第22条又は第23条の規定に基づき国が所有権を取得

法第44条第2項に規定する命令書は、様式例第13号の20による。

第14 取得した農地等の管理関係

法第45条の土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。）及び国有農地等・開拓財産管理規程（昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。）の定めるところによるほか、次により行う。

1 （略）

2 法定帳簿等

地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿を次により作成保存する。

(1) 帳簿の名称区分等

ア （略）

イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付け) (<u>令第28条</u> 農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第93条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿	地方農政局長	規定第7条	様式例第14号の5

(2)～(3) (略)

3 貸付け

地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け（以下「農耕貸付け」という。）

(ア) 法第7条、第22条又は第23条の規定に基づき国が所有権を取得

した際に、地上権、永小作権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていた農地等に係る農耕貸付け（以下「法第7条等農耕貸付け」という。）

(イ) 令第30条第1項本文の規定による貸付け（以下「令第30条農耕貸付け」という。）

イ 耕作又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するための令第30条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け（以下「転用貸付け」という。）

(2) 貸付基準

ア 農耕貸付け

(ア) (略)

(イ) 令第30条農耕貸付け

地方農政局長は、則第89条各号に掲げる基準により農耕貸付けを行うものとし、その際、各号の運用は次による。

a 則第89条第1号の「売払いが当分の間見込まれないこと」とは、国有農地等について、第15の2の(1)の売払手続により一般競争入札に付する場合の公告を1回以上行った場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときをいう。

b 則第89条第2号の「一時的なもの」とは、存続期間が3箇年以内の貸付けをいう。

イ (略)

(3) 法第7条等農耕貸付けの貸付手続

法第7条等農耕貸付けの貸付手続は、(4)のウに準じて行う。

(4) 令第30条農耕貸付けの貸付手続

ア 令第30条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、次の(ア)又は(イ)のいずれかにより貸付手続を行う。

(ア) 期日入札における実施手続

期日入札（あらかじめ定められた入札期日に入札参加者に入札させた上、その場で開札を行い、落札者を決定する方法をいう。以下同じ。）の実施手続は、次に定めるところによる。

a～c (略)

d 入札参加資格の事前審査

令第30条農耕貸付けを受けようとする者（以下「農耕貸付申込者」という。）について、則第91条各号のいずれかに該当する

した際に、地上権、永小作権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていた農地等に係る農耕貸付け（以下「法第7条等農耕貸付け」という。）

(イ) 令第28条第1項本文の規定による貸付け（以下「令第28条農耕貸付け」という。）

イ 耕作又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するための令第28条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け（以下「転用貸付け」という。）

(2) 貸付基準

ア 農耕貸付け

(ア) (略)

(イ) 令第28条農耕貸付け

地方農政局長は、則第89条各号に掲げる基準により農耕貸付けを行うものとし、その際、各号の運用は次による。

a 則第89条第1号の「売払いが当分の間見込まれないこと」とは、国有農地等について、第15の2の(1)の売払手続により一般競争入札に付する場合の公告を1回以上行った場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときをいう。

b 則89条第2号の「一時的なもの」とは、存続期間が3箇年以内の貸付けをいう。

イ (略)

(3) 法第7条等農耕貸付けの貸付手続

法第7条等農耕貸付けの貸付手続は、(4)のウに準じて行う。

(4) 令第28条農耕貸付けの貸付手続

ア 令第28条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、次の(ア)又は(イ)のいずれかにより貸付手続を行う。

(ア) 期日入札における実施手続

期日入札（あらかじめ定められた入札期日に入札参加者に入札させた上、その場で開札を行い、落札者を決定する方法をいう。以下同じ。）の実施手続は、次に定めるところによる。

a～c (略)

d 入札参加資格の事前審査

令第28条農耕貸付けを受けようとする者（以下「農耕貸付申込者」という。）について、則第91条各号のいずれかに該当する

者（以下「適格者」という。）であることを次により確認した上で、入札参加資格の事前審査を行い、適格者でない者又は入札参加資格を有しない者と認められたものに対し、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨を通知する。

(a)・(b) (略)

e～g (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ・ウ (略)

(5) (略)

(6) 使用料

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 地方公共団体等と随意契約により貸付契約を締結する場合の貸付料については、当該地方公共団体等との間で書面による見積り合せ（予決令第99条の6の規定に基づき、見積り相手方の希望価格を書面（様式例第14号の7の2）により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。以下同じ。）により決定する。

なお、見積り合せに当たっては、見積り相手方との間で評価条件に相違が生じないように、あらかじめ地下埋設物の調査結果など価格形成上の前提条件を説明するものとする。

さらに、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）等により貸付料が減額できる場合にあつては、あらかじめ地方農政局が予定価格の算定において計算した減額割合（「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」（昭和48年12月26日付け蔵理第5722号大蔵省理財局長通知）に基づき算定した減額割合をいう。）を貸付申込者に伝えた上で、当該減額割合を踏まえた価格により見積り合せを実施するものとする。

また、見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、見積り合せを打ち切るものとする。

イ・ウ (略)

(7) 貸付けの変更、解約等

者（以下「適格者」という。）であることを次により確認した上で、入札参加資格の事前審査を行い、適格者でない者又は入札参加資格を有しない者と認められたものに対し、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨を通知する。

(a)・(b) (略)

e～g (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ・ウ (略)

(5) (略)

(6) 使用料

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 地方公共団体等と随意契約により貸付契約を締結する場合の貸付料については、当該地方公共団体等との間で書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第99条の6の規定に基づき、見積り相手方の希望価格を書面（様式例第14号の7の2）により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。以下同じ。）により決定する。

なお、見積り合せに当たっては、見積り相手方との間で評価条件に相違が生じないように、あらかじめ地下埋設物の調査結果など価格形成上の前提条件を説明するものとする。

さらに、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）等により貸付料が減額できる場合にあつては、あらかじめ地方農政局が予定価格の算定において計算した減額割合（「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」（昭和48年12月26日付け蔵理第5722号大蔵省理財局長通知）に基づき算定した減額割合をいう。）を貸付申込者に伝えた上で、当該減額割合を踏まえた価格により見積り合せを実施するものとする。

また、見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、見積り合せを打ち切るものとする。

イ・ウ (略)

(7) 貸付けの変更、解約等

ア 貸付条件の履行状況調査等

地方農政局長は、それぞれの貸付地について、適宜見回り等を行うとともに毎年貸付条件の履行状況調査を実施し、その結果に基づいて次により処理する。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 農作物栽培高度化施設を設置するための同意

a 地方農政局長は、農耕貸付けを行っている国有農地等の借受者から、当該土地に農作物栽培高度化施設を設置することについて所有者の同意を求められた場合、同意することができるものとする（「農地法第43条及び第44条の運用について」様式例第3号）。

ただし、同意にあたっては、借受者から、当該契約について解約等が行われたときは、借受者自らの負担により原状回復等を行う旨の確約書（様式例第14号の14の2）を提出させるものとする。

b 地方農政局長は、aの同意を行ったときは、国有財産有償貸付変更契約書（様式例第14号の7の2）を3部作成し、借受者との間で確認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を借受者が保管し、1部を農業委員会に送付する。

(キ) (略)

イ 合意解約

地方農政局長は、令第30条農耕貸付け又は法第7条等農耕貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸付けの解約申入書（様式例第14号の25）3部を農業委員会を經由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申入れの日から6か月以内に解約同意書（様式例第14号の25）を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

- (1) 地方農政局長は、国有農地等の滅失又は毀損を発見したときは、遅滞なく取扱規則第31条に基づく被害報告書（様式例第14号の27）を農林水産大臣宛てに提出する。提出部数は、その損害見積額が国有財産法施行令第19条ただし書の規定に該当する場合は2部、その他の場合は3部とする。

ア 貸付条件の履行状況調査等

地方農政局長は、それぞれの貸付地について、適宜見回り等を行うとともに毎年貸付条件の履行状況調査を実施し、その結果に基づいて次により処理する。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 農作物栽培高度化施設を設置するための同意

a 地方農政局長は、農耕貸付けを行っている国有農地等の借受者から、当該土地に農作物栽培高度化施設を設置することについて所有者の同意を求められた場合、同意することができるものとする（様式例第3号(平成30年11月20日付け、30経営第1796号農林水産省経営局長通知)）。

ただし、同意にあたっては、借受者から、当該契約について解約等が行われたときは、借受者自らの負担により原状回復等を行う旨の確約書（様式例第14号の14の2）を提出させるものとする。

b 地方農政局長は、aの同意を行ったときは、国有財産有償貸付変更契約書（様式例第14号の7の2）を3部作成し、借受者との間で確認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を借受者が保管し、1部を農業委員会に送付する。

(キ) (略)

イ 合意解約

地方農政局長は、令第28条農耕貸付け又は法第7条等農耕貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸付けの解約申入書（様式例第14号の25）3部を農業委員会を經由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申入れの日から6か月以内に解約同意書（様式例第14号の25）を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

- (1) 地方農政局長は、国有農地等の滅失又は毀損を発見したときは、遅滞なく取扱規則第31条に基づく被害報告書（様式例第14号の27）を農林水産大臣宛てに提出する。提出部数は、その損害見積額が国有財産法施行令第19条ただし書の規定に該当する場合は2部、その他の場合は3部とする。

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第32条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

地方農政局長は、次の各号のいずれかに該当する国有農地等（以下「非農業利用地」という。）について、様式例第16号の1による非農業利用地調書を作成し、法第47条の規定による認定（以下「非農業利用地認定」という。）を行う。

ア 令第32条第1項第1号に掲げる土地

国若しくは地方公共団体又は法人（教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人に限る。）が、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供するため、様式例第14号の16による転用事業計画書を地方農政局長に提出した場合において、その用に供することが相当であり、かつ、确实であると認められる土地

イ 令第32条第1項第2号に掲げる土地

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第32条第1項第3号に掲げる土地

(ア)～(キ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第32条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書（様式例第14号の13）により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 令第32条第2項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事の意見を

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第30条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

地方農政局長は、次の各号のいずれかに該当する国有農地等（以下「非農業利用地」という。）について、様式例第16号の1による非農業利用地調書を作成し、法第47条の規定による認定（以下「非農業利用地認定」という。）を行う。

ア 令第30条第1項第1号に掲げる土地

国若しくは地方公共団体又は法人（教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人に限る。）が、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供するため、様式例第14号の16による転用事業計画書を地方農政局長に提出した場合において、その用に供することが相当であり、かつ、确实であると認められる土地

イ 令第30条第1項第2号に掲げる土地

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第30条第1項第3号に掲げる土地

(ア)～(キ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第30条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書（様式例第14号の13）により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 令第30条第2項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事の意見を

求めた場合は、当該意見について、簡潔に記載したものを書面で提出するよう求めるものとする。

3～8 (略)

求めた場合は、当該意見について、簡潔に記載したものを書面で提出するよう求めるものとする。

3～8 (略)

別表 1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後 3週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のア)	
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のウ)	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後1週間 (第4の3の(1)のア)	協議書受理後1週間 (第4の3の(2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後2週間	

別表1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後 3週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のア)	
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の1の(5)のイ)	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後1週間 (第4の3の(1)のア)	協議書受理後1週間 (第4の3の(2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後2週間 (第4の3の(1)のイ)	

